

農地の権利取得に係る下限面積の別段面積の廃止について

次のとおり、農地の権利取得に係る下限面積の別段面積を廃止する。

令和5年3月31日

秩父市農業委員会長 条 東 男

1 農地法施行規則第17条第1項による区域（ただし、2を除く。）

| 区 域 | 下限面積 |
|---|------|
| 別所 尾田蒔（寺尾、蒔田、田村） 久那 大田（太田、伊古田、品沢、堀切、小柱、みどりが丘） 吉田（下吉田、吉田久長、吉田阿熊、上吉田、吉田石間、吉田太田部） | 廃止 |
| 中央（別所を除く。日野田町一丁目、日野田町二丁目、野坂町一丁目、野坂町二丁目） 原谷（大野原、黒谷） 高篠（山田、栃谷、定峰） 影森（上影森、下影森、和泉町）、浦山 大滝（大滝、中津川、三峰） 荒川（荒川小野原、荒川上田野、荒川久那、荒川白久、荒川贅川、荒川日野） | 廃止 |